

# 紙類の分別について

## ●資源ごみとして出せる紙ごみ

リサイクルに支障が出るため、中身を残さず、水洗いした後、水切りしてから出して下さい。汚れが落ちない場合は燃やすごみとなります。

### その他の紙容器の指定袋(ピンク色)に入れて出すもの

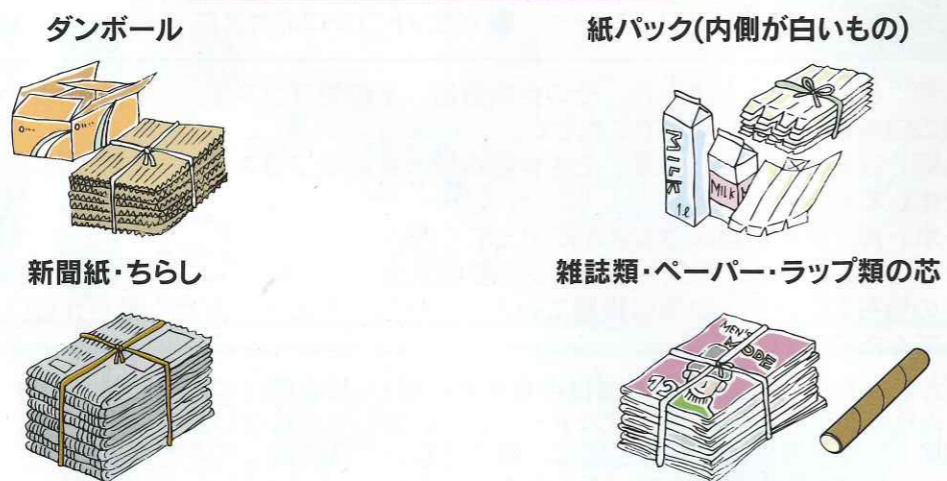


#### ※出す時の注意

- ・ダンボールや紙パックなどは入れないでください。
- ・食品や油などが付着したものは「燃やすごみ」に分別してください。



### ひもでしばって出すもの



#### ※出す時の注意

- ・必ず折りたたんでからひもで縛って出してください。
- ・ダンボール箱にダンボールを入れて出さないでください。必ず全てを解体してください。
- ・新聞紙袋に入れた場合もひもでしばってから出してください。
- ・ピンク色の指定袋には入れないで出してください。
- ・トイレットペーパーやラップなどの芯類は雑誌類として出してください。

# 紙類の分別について

## ●その他の紙容器ってなに？

その他の紙容器とは、食料品や日用品に使われている、紙製の容器や包装です。商品そのものは、容器包装には該当しません。

#### 判断基準

- ①商品を入れてある容器や袋であるか、商品を抱えている包装であること。
- ②中身を出したり使ったりすると、不要になってしまうもの。
- ③識別マーク(紙マーク)が付いていること。

具体的には、紙製の袋や、包み紙、カップ・箱類です。



## ●どうしてその他の紙容器を分別するの？

容器包装リサイクル法という法律があり、紙製容器包装の製造メーカーやそれを利用する事業者等が、リサイクル費用を負担して、リサイクルする責任を負っているからです。

このため、リサイクルの対象となるものを分別する必要があります。対象外のものが入っているとリサイクルに支障が出てしまいます。

## ●資源ごみとして出せない紙ごみ

燃やすごみの指定袋に入れて出してください。



- ・紙くず ・封筒類 ・写真 ・はがき ・ビニールコート紙 ・細断された紙
- ・感熱紙(ファックス用紙、レシート等) ・カーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- ・防水加工紙(紙コップ、紙皿、油紙、ロウ紙など) ・汚れが付着したものなど